

# 「つながろまい飛島」利用までの流れ

平成28年10月1日作成

## ① 患者（家族）への説明

- ・かかりつけ医（医科・歯科）
- ・ケアマネジャー
- ・訪問看護師 など

・かかりつけ医とケアマネジャー等で、事前に「つながろまい飛島」を利用することの確認を済ませてから、患者（家族）へ説明する。

## ② 同意書の記載

- ・患者（家族）

・同意書は、保健福祉課と患者（家族）が1枚ずつ保管する。

## ③ 保健福祉課に同意書提出

- ・患者（家族）より同意を得た人

・保健福祉課に、同意を得た患者の情報（氏名・生年月日・連絡先等）と支援チーム登録希望メンバーを連絡し、同意書を提出する。

## ④ 患者登録と支援チーム登録

- ・保健福祉課

・患者と支援チームを登録する。  
・「つながろまい飛島」に参加していない事業所へは、参加を促す。

## ⑤ 支援チームに連絡

- ・保健福祉課

・支援チームを登録し、加わった全事業所へ、登録完了と情報共有開始を連絡する。

## 支援チームによる情報共有スタート

- ※ 登録できる患者条件・・・原則、飛島村在住者で患者（家族）の同意を得た方が対象です。  
※飛島村外在住者については、飛島村が認めた方が対象です。
- ※ 参加できる事業所条件・・・医師会（歯科医師会・薬剤師会）会員、飛島村内の介護サービス事業所と、その他飛島村が認めた事業所が対象です。
- ※ 運用者は飛島村（飛島村医療・介護・福祉ネットワーク協議会）であり、登録患者や支援チームの把握・管理や各種相談に応じます。
- ※ 支援チームの追加や削除、患者さんの死亡等による終了の際には、下記へ連絡ください。

### 【お問い合わせ先】

飛島村役場民生部保健福祉課（すこやかセンター内） 電話 0567-52-1001